



辱知 藤田 一郎

誠恐頓首謹シテ尊信畏敬スル所ノ

帝室制度調査局總裁從一位大勳位侯爵伊藤博文殿

閣下ニ開申ス閣下今回

聖命ヲ奉シ

東宮殿下ノ大婚ニ關シ國家古來ノ典式ヲ調査確定

セラルルハ重職ニ當ラセラル、ト誠トニ千古ノ典

式ヲ審査セラレ將來萬世ノ模範ヲ垂ル嗚呼明治ノ

大政維新ト共ニ國家至大ノ重事ト稱スベシ不肖去

ル明治二十年以來國家完全ナル結婚式書ノ存セザ



ルヲ憂ヘ窃カニ古今ノ典式ヲ搜查討窮シタリ然リ
ト雖モ不幸應仁以來ノ大亂ニ因リ古代ノ寶書ヲ燒
盡セラレシモノト見ヘ古典籍ノ見ルベキモノナシ
時ニ明治二十一年初夏京都ノ古書肆ニ於テ偶然一
古書ヲ買得ス其書雲上聞式錄ト謂フ蓋シ貞觀二年
秋七月ノ出版ニ係リ南山之隱士著トアリ書中記ス
ル所悉ク結婚ノ禮式ノミ而シテ獻花ノ式予更メテ
呈花式ト稱ス入馬式入輿式予更メテ迎婦式迎夫式
ト稱ス交花ノ禮予更ニ交花式ト稱ス契約ノ禮予更
ニ宣誓式ト稱ス婚後ノ旅行予更ニ新婚旅行ト稱ス

ノ如キハ實ニ最優最美ノ遺典ナリ不肖感讀愛誦息
ム能ハズ爾來此書ヲ基本トシテ結婚式一冊ヲ著ハ
シ名ケテ新撰結婚式ト稱シ以テ同好ノ士ニ頒シト
欲シタリキ今ヤ

大婚ノ盛典近カラント傳フ因テ別冊ヲ印刷シ謹シ
テ

閣下ノ參考ニ呈ス元ヨリ

帝室ノ大典大内ノ大禮ニ供フベキモノニ非ルベシ
然リト雖モ其典式ノ優美高尚閑雅ナルコト彼ノ歐
米諸國ノ接吻式嘗掌式等ノ如キ蠻風鄙式ノ比ニ非

ス閣下幸ニ高覽シ玉へ
大典盛事ノ一助トナルアラバ 不肖一郎 死不朽ノ幸々
甚々ナリ誠恐頓首敬白

明治三十三年三月

藤田一郎

帝室制度調査局總裁

從一位大勳位侯爵伊藤博文殿閣下

新撰結婚式目錄

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第一章 | 禮儀の眞理を明らかにす | 五頁 |
| 附 | 禮儀源理 | 八 |
| 第二章 | 式の式たる理由を詳びらかにし式に雅俗の別ある事 | 一四 |
| 第三章 | 我國の結婚式太初の事 | 一九 |
| 第四章 | 結婚につき心得の事 | 二二 |
| 第五章 | 自由結婚の邪説を駁す | 三二 |
| 第六章 | 媒酌人の心得 | 三五 |
| 第七章 | 父母の心得 | 三九 |
| 第八章 | 男女本人の心得べき事 | 四一 |
| 第九章 | 男女會見の事並に其心得 | 四七 |

| | | |
|----------|-------------|----|
| 第十章 | 結婚式の事 | 五二 |
| 第十一章 | 結婚式當日の事 | 五八 |
| 第十二章 | 宣誓式 附 誓文の雛形 | 六四 |
| 第十三章 | 迎夫式迎婦式の事 | 七三 |
| 附 | 交花の用意 | 七四 |
| | 交花の次第 | 七六 |
| 第十四章 | 呈花式 | 七八 |
| 附 | 宴席の事 | 七九 |
| | 奏樂其他 | 八二 |
| | 入輿送籍の事 | 八四 |
| | 新夫婦饗宴の事 | 八五 |
| | 新婚旅行 | 八六 |
| 新撰結婚式目録終 | | |

新撰結婚式

總論

藤田一耶著

古人曰く夫婦者人倫之始也と誠に然り夫婦なくんは父子起らず
 父子起らざれば社會立ざれば人道要せず嗚呼夫婦は誠
 に人類社會の基本なり人倫大道の源始なり男女の吉凶一家の禍
 福其關係重且大なり貴重せずんはあるべからず
 大陸地上に男女の併生するや相婚し相親み終身相愛し相和して
 人類自然の道義を盡し子を擧げ孫を設け一家多福の幸慶を享有
 し子孫長久名聲全盛の隆運を祈り世に生たるの本懐を貫き以て
 美姓芳名を留存せんと欲するにあり
 是に由て之を觀れば婦にして夫なき者以て多福の人と謂ふべか

らず夫にして婦なき者も亦然り此故に洋の東西を論せず國の文
野を問ず社會成立以來結婚式を以て一大自然の吉禮と定め其國
相當の儀式を行へ倫理大始の吉禮を執行す實に人類社會息へか
らざる正理公道なり
謹んで我國古今の結婚式を按ずるに我國の結婚式は古代に具備
して中古に衰ひ近世に至りて次第に退歩したり然る所以の者は
佛法我國に入て盛大を極め専ら民制百般の事務に關係し隨意に
儀を定め式を作り古儀古式を改更して新儀新式を定めたりしが
故なり其最盛を致し僧侶の威權專横なりしものは應仁以來元龜
天正の時代と爲す當時爭亂相繼文物頹敗す我國の男子たる者筆
硯を磨き文事を講ずる者なし男子にして筆硯に従事する者は僧
呂のみ文事を講ずる者は佛家者流のみ是に加ふるに大權武門に
降り

帝室衰微制を無學の武門に委するを以て是に因て 帝室古代
の遺制も頹敗に屬し善儀美式を併せて破壊し終るの不幸に至り
たり嗚呼我國の不幸此時より甚たしきもの非るなり徳川氏天下
を一統するに當り百敗興起見るべき者あり然りと雖も深く
帝室と其制式を同ふするを憚り別に武門の制式を定めたり是多
くは鎌倉幕府の遺式にして曾我小笠原の流亞とす其施行する所
全く武門の制式にして一も古代の優美なる雅制美式に非るなり
此法廣く海内に行はれ寒村陋地も之を行ひ前後二百四十餘年間
國民習うて慣例となる其禮服には男子は麻上下女子は綿帽子上
着其儀式には三々九度の酒杯を交換し其樂には猿樂を用ゆ誠に
殺風景の儀式と謂ふべし斯の如きの鄙儀俗式なるが故に
王政維新百敗興起の時進に際會するに及び人々各不興を感じ甲
廢し乙止め終に此式も亦衰微に屬したり予深く憂る事あり竊に

國家古代の結婚式を講窮す然りと雖書籍闕漏見るべき者なく歲月久しく據處なし漸く一古書を搜求するを得たり其書は稱して雲上聞式録と云ふ蓋し何人の著述なりしや其姓名を缺如せしを以て知こと能はずと雖も國家古代の婚儀を大書し以て其要領を詳録したり予閑讀感歎に堪ず此書に據て古式を明かにし此結婚式を著すに至る

嗚呼我國古人が國家を經營するや天理自然の美性に出後世企て及ぶべからざるを知る書中呈花式宣誓式の如き最優美最正式なる者こそす國家治安の悠久なる

皇室大統の連綿たる豈其故なかるべけんや予謹んで此古寶式を基本とし廣く中古近世の良式を折衷し此書の業を卒りと云爾

第一章 禮儀の眞理を明かにす

抑も此禮儀の事に就ては宇内各國人類社會起りしより以來聖賢君子交々輩出し其論を盡し其説を窮め以て吾人に訓示したり然る所以の者は人類と他の動物と異なる所の者は此禮儀の有無に闕すればなり吾人類に限り此禮儀を實行し天理自然の秩序を正し同類相集りて社會を組織し人々戸々安寧を保ち幸福を増進享有する事を得他の動物は禮儀を知るの智覺なし是を以て秩序ありと雖も正すこと能はず同類ありと雖も群居して幸福を享有すること能はず父子食を争ひ兄弟相淫す清國禮記に云く鸚鵡能言而不離飛鳥狸々能言而不離走獸今人而無禮雖能言亦不禽獸乎夫惟禽獸無禮故父子娶壻と其意は鸚鵡は鳥なれども能人と同じく言語を爲り去ごも彼禮を知らざるが故に何程能言語すると雖飛

鳥の群を離れて人類と共に社會を同ふすること能はず猩々も亦然り故に彼等は親子の間たにても牝を友として愧き交りを爲りと戒めて人類と他の動物と異なる者は禮儀を知と知ざるにありと謂れし者ありされば人にして禮儀を知らず又行はずんば其形は人類たりと雖決して人類に非るなり然らば則ち禮儀ある者は人類社會に於ては一少時間と雖も離る能はず離るべからざる最貴最重たる大經と謂べし一少時間と雖是を離るれば直ちに彼の禽獸の群に入ざるべからず實に懼るべきは無禮なり又貴ぶべきは禮儀あり嗚呼禮儀ある者は斯の如く貴く無禮ある者は斯の如く懼るべき者なり

是に由て之を觀ば禮儀なる者は人類自然の一大正道なり其正道とは何ぞ人類體格の成立是なり吾人人類の體格に限り其始め純善純美ある生素を受け萬動物に秀でて此體格を化成したるが故

に萬動物に異なる自然の天性を具有す天性異なるが故に動佐接息も亦異あり歐洲諸國有名なる畫家皆謂ふ凡そ天地間に於て畫工の最描寫し難く其真相を摸寫すること能はざる者は人類の眞影あり畫工にして眞實人類の眞影を摸寫し盡し活人と其形容を同ふする事を得るに至らば全く地球上第一の畫工たること疑ふべからずと誠に其奧妙を穿て金言あらん人類の體に限り天地間の善美ある生素を集め盡し其靈妙なる者を窮め盡し此軀を具備したるが故に内に愛敬混有の性理を具へ發して禮儀の光采を放ち喜怒哀樂愛惡欲の七情を現はし散じて萬能千藝の微妙となり自ら我肉體心術の靈妙を知ること能はざるの思を抱かしむ之を是天地剖判以來吾人人類なる者萬動物を主宰する所以と爲ず斯の如く純善純美の肉體を有し靈妙機敏なる心術を有すと雖禮儀此事の理由を辨ひす又此事を實行して天理自然の秩序を整理

するおと能はずんば其肉躰は人類たりと雖其心術は他の動物と異なる事あり

禮儀元理

是より予が研窮議定したる禮儀説を畧述し以て讀者の參考に供すべし

天理自然の秩序とは何ぞ云く人類生々繁殖の理なり人類も他の動物と均しく男女相婚して男女を生じ生々相續て絶ることなく千歳萬世に繼續して發達する者なるが故に一家に父子を稱す其内に在り子を稱すれば夫婦兄弟の三大秩序を生じ國に社會あり政府あるが故に君臣朋友の二大秩序を生ず是より親族宗黨の秩序を組織し又賢愚才不肖貴賤上下の秩序を組織す是を以て吾人々類たる者は此人々に交はり此秩序を整へ親睦和同せざるべからず此秩序を整へ親睦和同するには如何なる手段方法を以てせん則ち言語と動佐とを以てせざるべからず此言動と動佐との規律

を名けて禮儀と謂ふ

禮とは言語の規律にして

儀とは動佐の規律なり

父母は父母の子に對する言語あり子弟は子弟の父母に對する言語あり夫の婦に於る婦の夫に於る君主の臣下に於る臣下の君主に對する兄弟に朋友に其言語の階級規律なかるべからず是を以て天地剖判以來人類自然の眞理より胚胎し來り洋の東西を分たつ國の文野を論せず其國相應の言語定まり此一大自然の秩序を整理せり例へば我國の言語と儀容との如し我國の子弟たる者朝起て顔を洗ひ姿容を正ふして父母の前に出口にて御早ふおさいますと謂ふとき體を正ふし兩手を疊の上を下し首を下るが如し御蚤ふおさいますは言語即ち禮あり其と共に身體を以てするは動作即ち儀なり故に云く禮は言語の規律にして儀は動佐の規律

なり是を以て世界各国異なるをなしと其異なる所は言語の發音と口調の同くからざるのみ儀は各國互に同くきこと能はず何となれば家屋構造の同じからず衣服居住の異なると共に其動佐を異にせざるを得ず然れども其禮と儀との元理に至りては人類社會一轍に出つ其言語正ふして優調に其儀容恭しくして雅美なる者を名けて文明の禮儀と謂ふ其言語正しからず其儀容野鄙にして見るに堪ざる者を名けて野蠻又は不開化等と稱するなり然らば則ち禮儀ある者は人類と謂ふ人類たる者生より死に至る迄闕くべからざる一大自然の大道なり一家禮儀を失ひは一家亂れ一國禮儀を失ひは一國亂る貴重せずんばあるべからず是を以て古人先哲力らを盡し識者人物難議論し禮儀此事の理由を切言したり然りと雖古人の禮說詳かならず先哲の儀論明かならず何とまれば禮儀三百威儀三千と稱し又殷因夏禮所損益可知矣と

此意に據て之を解せば殷の湯王起るに及んで禮を定む其禮の定め法は先づ第一に夏の代に行はれたる諸禮に據り其善者を撰んで之を採り其不善者を之を改め取捨損益して定め行たりと謂が如しされは禮は天然の道義に屬せずして却て人作なりと謂ふが如し此故に我國の太宰純の如きは言て曰く禮は其國其土に因て異なるなり漢土は漢土の禮あり日本は日本の禮なかるべからずと是を以て我國の學者此説を是認し思ひらく禮ある者は各國互に其趣を異にす隨意に之を制して可なりと其弊終に現今に至り人々自國の儀容を悦ばづ言て曰く我國の禮は形容野鄙なり腰を屈め體を縮め兩手を突き額を疊上に着く實に執行に付ざるなり彼の歐米各國の禮の如く互に手を把り握るに加すと年々言語を略し儀容を一變し暴言無禮名狀すべからざるに至れり是皆禮儀二つの理由を明かにせざるの致す所なり其本源に遡ぼりて之を

正さは孔子が禮の一字を用て言語儀容の二つを合稱したるに因
 ならん
 轉じて歐米列國大家の所説を按ずるに一も禮儀此事の元理を辨
 明せず是を以て其説く所最も理由なし其大要に曰く今の所謂禮
 儀ある者は往古野蠻時代の遺俗あり太古未開の時に當り盛威者
 が猥に其威を逞ふせんと欲し無威者に對して暴力を加ふる爲の
 手段に出たる遺俗なり暴者弱者に向て謂て曰く汝ち吾に順んと
 欲せば吾足を嘗よ我手を嘗よと現今と雖亞弗利加洲の内地或は
 印度南洋諸嶋の蠻國に於ては其酋長が其部下を制する法是に類
 する者あり例へば酋長が外出せし時其部下の其酋長に隨行せし
 時の如し酋長止まれば部下悉く止まり酋長倒るれば部下又假倒
 す若し夫れ一人も假倒せざる者あらんか酋長憤怒是を叱咤し嚴
 刑酷罰立所に至る又羅馬の嘗足式嘗掌式の如き其出處彼と異な

らざるなり云云と誠に道理なき所論と謂ふべし果して此等の説
 の如くならば禮儀は社會の贅物にして人類身上の有害物なり宜
 しく是を除きて跡なきに至らしむるを善とす
 是に由て之を考ふれば歐洲大陸諸國の學士は未だ禮儀の元理を
 知ざるものどす故に予は斷乎として禮儀式の三昧を區別し禮は
 言語の規律なるが故に宇内各國大元を同ふし儀は動作の規律な
 るが故に各國互に同じきこと能はずと爲す讀者請ふ之を悟れ

第二章 式の式たる理由を詳びらかまし
式に雅俗の別ある事

式とは禮儀の源理に基き其國其地に於て年久しく實行したる禮儀の最も壯嚴なる者を謂ふ式の起源に五則あり
第一 其邦土に於て最尊く最徳行ありて年久しく民心を薰陶したる者が行ひたる事例に因り其國の人民たる者其威徳を貴び其徳を慕ふが爲に永年其例に倣ひて行へ來りし者こそす例へば我日本國に於て累代の天皇陛下が施行し給ふ大嘗祭(御即位の大禮)新嘗祭の式の如し新嘗祭の式の如きは皇祖天照皇大神が行ひ玉へし例に則とり歴代連綿施行し玉ひたる大祭式なり此式中古迄は全國舉て行へたる大祭式なれば

も佛法隆盛に至りて之を廢棄す

今上天皇陛下再興し玉ひ國民をして遍なく奉行せしむる事となせり

- 第二 人類死生の理吉凶の憂樂より人々戸々施行し來りし大禮則ち冠婚葬祭の四大式の如し冠禮今は廢して行れず
- 第三 其國土に於て一國人民に關する一大慶事ありつる時偶然發して一の大祭或は大宴を開きしもの終に毎歲定例として之を行ひたるもの
- 第四 其國の帝王より學理上又は然らざるも其國內の人民に訓示し永年之を實行せしめしもの
- 第五 其國或は他の邦土に於るも學術上又は事業上然らざれば經國上より社會の全部又は數十國に大勳偉功を奏し後世の人を利益せし大聖人大人物の死去せし後其徳澤を蒙れる者其

德を慕ふが爲に其人の生日又は死日を以て祭日と定め其風俗慣習上より一の式目を定めて追祭せしもの

此五大理由に據て永年施行し來りし者を名けて式と謂ふ清國の如きは禮記ある者有て其式目條理を明らかにし之を彼國全部に施行し來り其最重大なる者を擧て四大禮と定め名けて冠婚葬祭と謂ひ上天子より下庶人に達すと爲す我國の如きは一種無類の建國にして宇内無比の國族なるが故に百事萬般

帝室の例に則とり其例を略し其式を省き謹んで帝室同一の例に陥らざらん事を旨とし施行し來りたるが故に古代は別に式目を頒たつ古人の所謂知す帝の法に順ふものにして誠に能く國家全部に行はれたるものとす

○式には雅俗の別あるが故に宜しく此理由を辨ひざるべからず雅とは其式を行ふに當り能く其人の體格又は其席に備はり優美

にして而も締りあり一見人をして知らず畏敬の情を感發せしむるを謂ふ俗とは則ち是に相反し一見他人をして其體裁の備らざるを嘲笑し直ちに輕侮の心を起さしめ又嚴格に失して粗遠の情を抱かしむるを謂ふ雅俗の二つは往々正と略とに混淆し居るものあるが故に此區別も亦能く講窮注意せざるべからず其區別は是を我國の儀式に例せば浄土宗又は日蓮宗の葬式の如し彼れ太鼓や妙鉢を叩き大聲にて念佛題目を唱ひて行葬せり其體裁實に名狀すべからず又其國其地に據り慣習風俗をなし俗式を定め知らず其式を行ふて是とする者あり彼の清國の葬式に啼男と稱し巧に啼泣する者を雇ふて行葬するが如き其最奇怪とする者は歐米各國に於て現に施行せらるゝ接吻式是なり接吻とは口と口とを合せて口吸するを謂ふ現今口と口とを合するを廢したりと雖親ら文明開化の國と稱して此見るに堪ざる俗式を公行す實に奇

怪の極と謂ふべし此式の如きは全く人類固有の性に悖り俗式たるよと疑ふべからず其理由は人類成長の實地に就て知るを得べし人生れて智識未だ長せず是非善惡を判断すること能はざる時に於ては父母の齟齬せし食物を食すると雖智識少しく成長し判断力僅かに生ずるに於ては決して父母の口より出したる物を食するよとなし其のみならず既に母の乳房を離れ乳の性分己が胃中を去に及では再び母の乳房に口することを欲せず年己に七八歳に至れば母より依頼するとも吞を欲せず然るに歐米國人此理を悟らず此不潔不定理なる儀式を舉行して怪む色なし思はざるの甚たしきなり此他羅馬の嘗掌式嘗足式の如きは最蠻儀俗式と謂ふべし

第三章 我國の結婚式太初の事

我國結婚式の太初を考ふるに太古悠遠知るべからず然れども古書に據て之を追考するに伊邪那岐伊邪那美二柱の大神天の八尋殿を造り天の御柱を建伊邪那岐尊左より旋り玉ひ伊邪那美尊右より旋り玉ひつるを以て初とす此時伊邪那美尊伊邪那岐尊に先たち言語を發し玉ひたるを以て伊邪那岐尊悦び王はず謂て云く我は男神なり然るに汝女神を以て吾に先ずるは不吉なりとの玉ひ更めて御柱を旋り玉ひたり茲に於て男は左席を尊び女は右席を貴び男を先とし女を後とし男子主となり女子之に隨ふの正道起りたり當時天地創味に當るを以て結婚式の稱なしと雖事實結婚式の始めあり清國及び西方亞細亞の古書を按ずるに天地創味の時に當り我二柱の大神の能く男女の間を尊重し一夫一婦の實

例と男女の間たを正ふせしものなし清國の古書に曰く太昊伏羲氏制嫁娶以儷皮爲禮とのみありて他に知るべき者なし大禮記は最の書にあらす西方亞細亞及び歐羅巴洲に在りては「アダムエバ」の夫婦を以て太初と爲す然れども結婚の道に至りては少しも見るべき者なし舊約全書に云く神「アダム」を熟睡せしめ睡りし時其肋骨の一つを取り肉を以て其處を填塞玉へり神「アダム」より取りたる肋骨を以て女を造り之を「アダム」の所に攜きたり「アダム」評けるは之れ吾骨の骨吾肉の肉なれど此は男より取たる者なれば女と名くべし云云と茫乎漠然見るべき者なし是に由て之を觀れば太古結婚の法たる吾國の法を以て最大一とす宜なる哉古代より中古に至り結婚の式大に備り一も間然することなきに至りたること

第四章 結婚につき心得の事

結婚に就ては男女共に能々注意せざるべからざる事あり左に之を記載すべし此五條は雲上聞式録是より以下單に聞式録と記す

- 一 男女共に血統の近き處より配偶すべからず
- 二 血統病のあるやなきやに注意すべし聞式録には癩病ごあり
- 三 婦人の容貌を撰ぶより寧ろ體格の善良及び才不才を詮議すべし
- 四 男子の相貌を撰ぶより體格の善惡人物の如何を吟味すべし
- 五 財産の多少を論ずること勿れ

古人云く娶妻不娶同姓と人倫を害するが故あり聞式予按ずるに古人誠に倫理を貴ぶ是を以て斯の如し而して血統接近の處より配偶する時は男女共に漸々子孫の體格を糜小ならしむるの恐れ

あり其甚たしきに至つては智識をも減損せしめ白痴の子孫を擧るに至るご謂ふ實に謹ますんはあるべからず元來我國は血統を貴ぶ國俗なるが故に務めて自統の接近せし處より配偶するの弊習あり一洗せずんばあるべからず人類と雖地上生活の道理は他の動物と異なるおどなし例へば彼牛馬の如き以て見るべし一家に之を飼養して彼が結合に任せんか次第に體格廢小して終には其父母牛馬の姿勢なきに至るなり現今我國の人種は男女を論ぜず體格短小なり是を支那國の人に比するも他の亞細亞同洲の人種に比するも體格に於ては一步を譲るの概觀あり況んや歐米各國の人種に比するをや實に慷慨の至りと謂ふべし我國古來の歴史を按ずるに古代の人種は決して現今の如き短小なる人種にあらざるなり

景行天皇は身長一丈二寸日本武命は其長一丈與其他武内宿禰當

麻蹶速野見宿禰等の如き今日より之を追考する時は殆んど眞正なる説と思はれざる程の事なり中古に至るも現今の如き人種には非ものと思考せらる何となれば家屋の構造に於て之を知る今を距ること一千年若くは一千二三百年の家屋を目撃するに戸障子の建間大畧六尺五寸を以て定規とせし者の如し寺院の建間に於ては往々七尺以上に至るを見る之中古人の體格長大なりし證據とす下て世紀の近世に達するに隨へ漸々人種體格を短小ならしめ現今に至るに及で彌々其極に達せしものゝ如し之れ全く同族結婚の毒甚たしきに至りし者ならんか予は我國に於て衛生上の害を被りし者二事あることを發見したり其第一なるものは同族結婚の餘毒とし其第二は佛法の隆盛を致すに及び血食肉食のを斷しめし者とす同憂の有志者宜しく此理を了解し此大害を除き以て子孫の健全を圖るべし

血統病の恐るべき事は吾國の國俗能く之を知る故に惡疾癩病を
 ある者の子孫之を忌避す然るに血統病なる病は獨り癩病に止ま
 らず發狂中風肺病等も亦血統病なり然りと雖此三疾の如きは其
 血統三代を繼續し發する者なかりせば恐るべき者にも非すと謂
 ふ其理由は其三代中母の血統にあれば父の血統にあらざる父の
 統にあれば母の統にあらざりせば終に天地間人類生活の妙理
 に化成し其父母二人の内の強者の血液之を制御し自然の清血法
 を以て血統上の改良を促し以て血統の一變を來すと謂ふ又假令
 其父母此三疾の内一つの病を發せしと雖も其子孫たる者よく衛
 生に注意し親ら我肉體を保護して其病を發するよご能はざらし
 め天然の壽を終るに於ては自然天地間の生理に適合し知らず血
 統の一變を來すと云ふ故に人の父母たる者は慎まざるはあるべ
 からず

男女共に容貌の美しきを好むは人類普通の情態なるが故に男女
 互に容色の美を撰ぶを以て通常と爲す然れども其容貌のみ麗は
 しと雖其第一とする處の智識才能なかりせば一家繁榮子孫長久
 の幸福を享るよご能はざるなり故に可成其智識才能の勝れたる
 を撰ぶべし殊に最注意せざるべからざる者は我國の女子は相貌
 美にして容色麗はしき者は往々體格虛弱にして貧血性の多きを
 見る能々注意せずんばあるべからず古人謂るあり不孝の罪三千
 無後を大なりとすとされば妻を娶るは子を擧げ孫を設け父母の
 後統を絶ざるを以て第一とし又我父母に事へしめ老を養ひ孝を
 盡し一家の繁榮を圖るが爲なるが故に容色の美麗なりと雖其
 身體虛弱にして子を産ことなく終歲病幕に在りて老を養ひ孝を
 盡すよご能はざるが如きは一家衰微の基とならん大に怖るべき
 事とす

予歐洲大陸諸國の事情を觀察するに彼の諸國に在ては妻を娶るには先づ體格の健全なる者と智識の優れたる者とを第一とし容色の美を以て第二と爲すと誠に人世の活事に適する良習と謂ふべし

女子が男子を撰ぶも亦然り如何に鼻目鮮明姿容美なりと雖身體虛弱にして萬事に堪ず智識才能人に劣るに於ては如何共するおと能はざるなり故に先第一に體格健全智識才能衆に勝れたる者を撰ぶべし

予北米合衆國の風俗を視察せしに同國は實業盛大なる國なるが故に凡そ男子たる者は賢愚才不肖を論せず家業職務に従事勉勵するを慣習とす此故に男子は必ず手掌を厚ふし足を大にするを以て最貴しと爲す此を以て彼の國の婦女子は男子と握手の禮を行ふに當り男子の指先太くして手掌厚く堅き者を尊敬す若し男

子にして指先細く手掌薄く我國俗の所謂好男子と稱する者は懶惰者と嘲けり遊野郎と譏りて賤しむ遠ざくると謂ふ一種の良風俗と稱すべし然りと雖學者人物又は政治家を以て尊敬せらるる者は特別とす

財産多くして世計の豊なるは男女共に希望する所なれども如何に財産多くして家計豊かなりと雖主とする所の本人たる者智識才能人に劣り人の上流に立こと能はず放逸怠惰にして家政を統理すること能はざれば財産ありと雖維持すること能はず家産豊かなるも次第に衰微し終に其家産は風前の塵の如く影も形も止めずして飛散するに至るべしされば財産の多小を論じ家計の貧富を論ずるより其人の賢愚を撰ぶに如す如何なる富家と雖其根元を討ぬれば一夫婦の丹精より積上げ一己一人の智識より計畫し出せし者なり千歳の富家古今稀なり百世の長者世界萬國ある

ことなし實に貴ぶべきは賢明秀才の男子なり實と稱する者は貞操賢練の婦人なり宜しく此理を了解すべし

予熟ら歐米各國の風俗を觀察するに同洲諸國に於ては男女共に財産を貴重するの慣習甚だしきが故に結婚上に向て一大弊習を醸成したり何となれば男子にして其婦を娶らんと欲すれば先づ第一に財産を貯蓄し家計を豊かにし婦をして終身財産の不足を感せしめざるの準備をなさざるべからず之を成ざれば決して甲等の女子を娶ること能はず故に男女互に年齢上の大差を生じ謂ふに忍びざるの弊俗を來し貴重なる倫理を傷害するに至る凡そ男子の財産を貯蓄し家計を豊かにせんと欲すれば彼世襲の貴族又は豪族の子弟を除くの外如何なる叡才秀逸の者と雖大略四十四歳以上或は五十前後の年齢に至らざれば決して其目的を達すること能はざるなり其目的を達して始めて婦を娶るを得此故に夫

は四十四五歳若しくは五六十歳婦は十七八歳又は二十二三歳誠に天然の配偶年度を傷害し奇怪千萬なる夫婦を造るに至る此弊害の影響する處を擧れば左の如し

- 第一 子孫繁殖の秩序を破り男子は老後死前の子なるが故に其子の成長を見ることが能はずして死に至る事
- 第二 壯年なる婦を残し子を托するが故に動もすれば其子の教育を怠り其子をして終身の目的を過らしむる者
- 第三 寡婦壯年なるが爲に其貞操を守り遂ること能はず再三夫に見ゆるの不幸に陥へる事
- 第四 少壯なる寡婦多き故に知す淫風を醸成し愧聞を世に公にするに至る英國倫敦府の如きは其最たる者なりと謂ふ
- 第五 財産を貴重するが爲に貧者は終身婦を娶ること能はず人類自然の大道を全ふする事と能はざる事

此他の弊害數ふるに違あらず實に檣柝彈指する風俗と謂はざるべからず
 謹んで我國古今結婚上の沿革を考ふるに上は
 皇室皇族の尊きより下は鄙夫賤婦に至る迄男子にして女子を娶らざるの男子なく女子にして男子に嫁せざる女子なく諺に所謂身分相應分限適當の配偶をなし共に天然男女の樂みを全ふせり誠に尊ぶべく敬すべきの風俗あり是に加ふるに予が此書に規定する所の法則を守らば彌々人類自然の大道正理を全ふし宇内列國の最上級の民風に至るべし

第五章 自由結婚の邪説を駁す

民法發布國是既に定りたるが故に本章は全く贅論に屬すると雖自由結婚説の迷者なきに非ず是を以て之を論駁す
 自由結婚者流の説に曰く東洋諸國の結婚は本人各自の自由を束縛し父母の權力強大に過ぐ本人如何なる希望を有するも父母の承諾を得ざれば其希望を達すること能はず故に其弊遂に夫婦和樂の目的を破り離婚破縁の不幸を招く其甚だしきに至りては貴重なる愛子をして怏々鬱々疾病を發せしめ或は情死の慘狀を見るに至らしむ元來男女相合するは天理自然の正理公道なり而して一度相婚するに於ては再び離るべからざるも又正理公道なりされば結婚なる者は父母兄弟之に關せず本人互の撰定に任せ天理自然の大義を全ふせしむるに如ず之を以て媒酌も要せず周旋

人も用ゆるに及ばす云々嗚呼邪説も亦甚たし何となれば此貴重なる人類をして男女互の撰定に一任するに至らば即ち人類を率ひて禽獸の群に入らしむるものと謂ふべし禽獸は雌雄互の撰定に成る畢竟人類と他の動物と異なる所以の者は男女互に情欲を節制し前後を考ひ將來を慮はかり任意放縱の行爲なきに因る世の文明又は開化と稱する字義實際を考ふるに人をして任意放縱の行爲なく又之を爲しむべからざる教育備り父母夫婦兄弟朋友の秩序正しく倫理の施行整然と定まりたるを謂ふ是を人類社會發達の歴史と沿革とに就て考ふるに太古朦昧の時に當りては人類の智識未だ發達せず倫理の觀念未だ備らざりしを以て世界各國の元人は兄弟相婚し親子相合したり爾來人文の漸く進歩するに連れ社會百般の事物發達するに隨へ倫理の觀念次第に發達し聖人賢哲陸續輩出し他の動物の愧行を惡み人類の人類たる道

理を研究し之を書にし之を教へ以て社會上現今迄の整理を務めたり左れば人類たる者は人類たるの道理を奉行し人類たるべき節制を守り以て文明の實務を擴張せずんばあるべからず現今自由結婚の邦土あきに非ず男女隨意の夫婦あきに非ず彼の亞佛利加大陸の中部の蠻民の如きは則ち是なり此故に彼等の夫婦は離合常なし彼等の夫婦は去就定らず夫怒て婦を屠戮し婦背ひて夫を毒殺し愛子を捨て去る女子あり子あるを顧みずして逃る夫あり其愧其惡言ふべからず今の自由結婚を唱道する者は全く文明の道義を破壊し野蠻朦昧の時俗に導と欲する者なり彼の歐洲大陸諸國に此遺俗の行はるゝは取も直さず古代の蠻俗を脱却する能はざるなり然らば則ち自由結婚なる者は人類自然の正理に悖り社會文明の教義に戻る者なり是に由て之を考ふれば凡そ人の子女たる者は父母の命を待て結婚せざるべからず父母の許諾を

得て互に終身の大契を爲さるべからず其手續きは必ず媒酌人を
立て而して其議を結了せずんばべからざるなり

第六章 媒酌人の心得

媒酌人なる者は誠に重大なる徳義上の責任を負担する者なるが
故に最注意せずんばあるべからず何となれば男女互に終身苦樂
の分るゝ所となり禍福利害の關する所となり一家興廢の與る所
となる者なればあり例へば配偶すべからざる者を配偶せんか忽
ち彼我不快を生じて離婚するに至るべし不幸にして此場合に至
らば貴重なる人身上の權義を傷害し恰も微瑕なき珠玉に大瑕を
負はしめ人の愛重を減じ其珠玉の有らん限り美玉市街に價直を
有する能はざる者の如し就中其最も人權を毀損せらるゝものは
女子あらん萬一僅々たる日月の間たに其夫の胤を胎り而して後
離婚するの場合に至らば其悲歎傷害筆紙の盡す所にあらざるな
り然らば則ち媒酌人たる者は能々是等の道理を辨へ男女互の家

風資産は勿論本人互の心術行爲までも詳びらかにし本人をして男女互に最上至極の幸福を得終身親睦和樂の幸慶を得らる様周旋盡力せざるべからず其盡力宜しきを得各本人をして最上至極の幸福を得せしめらるゝに至らば媒酌者其人の名譽は言ふに及ばず終身其夫妻と交りを厚し間接直接の悦び譬るに物なし慎まらずんばあるべからず元來我國の媒酌上には輕薄の弊風あり俗に所謂ヨカロウ相談と謂ふよと是なり語て曰く合せ物は離れ物なり男女程能合せさへすれば媒酌人の役目は濟なり合と不合は本人達の心にあり縁あれば治まり縁かければ別ると冷淡至極の考按を有し男女互の間を往來し雜談に時を遷し戯話に日を暮し恰も遊君の幫間に均しき者あり誠に道理なき弊風と謂ふべし元より以下

結婚上に媒酌人の必用を有するは第一に父子の倫理を損傷せず

社會上の名譽を全ふする者第二に彼我直接に男女家系の善惡並に財産の多少本人の愧美賢愚を搜索すること能はざるが故なり父子の倫理を損傷せずとは父子の間は至親至愛なる者なりと雖平日之を維持するに禮儀を以てせざるべからず禮儀を以てするを以て子たる者父母に對して憚らざるべからず其憚り多き父母に對しては自ら意に叶はざる事と雖枉て之に服従せざるべからざることあり又父子の間にて父母より直接子女子女とは男に諭すも子女より直ちに父母に語るも相共に謙讓せざるべからざる事あり之を強れば倫理を毀損し父子の間を害ふの恐れあり殊に其子女が終身一度の大事なれば父母と雖恣まゝに其意見を貫くこと能はず之を以て媒酌人を撰びて之に一任し其人をして子女の意見を聞きしめんごするなり社會上の名譽を毀損せざるとは其子女が言行の潔白にして苟且にも品行上の非難を被らしめざる

にあり是に由て之を觀れば媒酌人の責任豈輕しと謂ふべけんや
宜しく注意して其責任を全ふせざるべからざるなり

第七章 父母の心得

我國の結婚上に二つの短處あり其事何なれば父母の子女に對する過愛と血統を貴重する過念之なり過愛なるが故に其父母が意に叶へ心に欲する時は其子女の將來を思ふの切なるが爲に父母の威權を專用し其子女の欲せざる者と雖も無理無態に得心せしめて結婚することあり誠に不得策の慣例と謂ふべし幸にして夫婦和睦し終身の樂を全ふするに至らば最上至極の幸慶と雖不幸にして夫婦和睦せず枕衾親まらず遂に離婚するの凶事に至らば疵なき子女に疵を負しめ譏りなき子女に譏りを被らしむるに至る慎まずんばあるべからず

血統を貴重するの過念とは俗に所謂言名附と稱する假婚是なり父母思ひらく予は何某家の末葉なり何某の嫡流なり親族某も亦

然りされば我血統を絶べからず或は何某とは縁を厚ふせざるべからずとて父母と父母との情義の濃かなるに迷ひ父母と父母との交際に溺れ甲者云く我男子を以て氏が女に配偶せん我女子を以て氏が男に嫁せしめんと互に契約を堅し其重器寶物を取換せ又は親族朋友に披露して其約の破れざらんことを欲する者あり誠に理由なき習慣と謂ふべし古人曰く人心不同如面と父母の好む所子必ずしも好むと謂ふべからず父兄の欲する處子弟必ず欲する者に非ず然るを強て之を行ふ其事善なれば益々善なり其事破るれば彌々破る彼の自由結婚を唱る者は此二事の短處を指摘するものとす

第八章 男女本人の心得べき事

古人曰く娶妻必告父母又曰く不告而娶非禮也とされば勝手に妻を娶る勿れ録聞式清國古代の民俗往々自由結婚の者あり故に深く之を戒めたり而して此訓戒の道理を考ふるに凡そ男女相婚するには二大自然の大道あり其一是父母に對して孝道を盡すが爲め其二是人類自然の道義を履行し夫婦協力して家勢を擴張し名譽を搏取し子を擧げ孫を設けて祖宗の後を絶ざるにあり故に妻を娶らんと欲せば先づ第一に父母に告げ父母の許諾を得て之を娶るべし父母に告げずして娶るは禮にあらずとの義なり此意に由て此理を解釋すれば清國に於ては男女共に本人互に妻となし夫となすべき者を撰び而して後本人より父母に陳申し父母の承諾を得て結婚を施行せし者の如し

我國の慣習は大に之に異なり男女共に本人たる者は親ら結婚上の利害に關係せず一に父母互の撰定に任せ謹で父母の爲す所に服従せり誠に善良純美なる慣習なり此故に人の父母たる者は己れが子の成長するに及べば日夜心頭に思ふて忘るゝ事なく我耶は何れより婦を娶らしめん何某の女子を娶らしめん我嬢は如何なる者に嫁せしめんや如何なる良人を得せしめんやと容貌美ならざれば之を憂ひ女職備らざれば之を悲み朝夕結婚上の利害を憂慮す故に父母親ら其朋友に依頼し又親族に囑托す斯の如きの理由なるが故に我國の子弟たる者決して親ら妻を撰び親ら結婚の利害に關するの必要なし女子に至ては元より然り我國の子弟にして自ら妻を撰べる者は放蕩子弟なり我國の女子にして自ら夫に見ゆる者は淫風女子のみ實に純良最美の風俗慣習と稱すべし然りと雖此慣習に就又一の微弊を醸成し來りし者あり矯正せず

んばあるべからず何となれば男女早婚の弊之れなり我國の父母たる者は其子弟が妻を娶るの後れんことを恐れ其女子の結婚期年を失んことを悲み各自競ふて結婚を急げり是を以て知ず識ず早婚の弊を醸成し來りたり清國古代の制度を見るに男子は三十にして室あり女子は二十にして歸嫁すと我國の古代も亦大略此制度に近かりしものゝ如し予幼年我祖父母に聽し事あり文化文政の頃迄は我寒村と雖女子は二十の年を経過せざれば結婚することなかりき女子にして二十歳前に結婚する者あらんか郷黨相譏りて云く阿嬢は未だ良人の衣服を織こと能はずし郷村は女職と譏りて云く阿嬢は未だ良人の衣服を裁縫すること能はず然るに強顏が故也何嬢は未だ子弟の衣服を裁縫すること能はず然るに強顏良人に見ひたりと甲譏り乙笑ひ其人の好淫に近きを嘲りたりき下て天保年間となり嘉永年度となるに及び次第々々に結婚の年度を進め近來に至るに及て甚たしきに至りたり希くは矯正した

き者なり早婚の爲に弊害を來せる者其數枚舉に違あらずと雖も其最たる者を舉れば左の如し

第一 男子未だ其婦を愛し其婦を教へ程よく夫妻の間を調和し其婦と共に父母に仕へ弟妹を和睦し一家の治安を維持すること能はず

第二 女子は女道を以て其夫に仕へ其父母に奉事し其弟妹を治むるの道を知らず

第三 第一第二の如くなるを以て其夫婦幸にして子を舉ると雖之を養育するの道を知ず一より十迄夫の父母又は婦の父母の勞を仰かざるべからず

第四 第一第二の如くなるを以て夫婦の情交濃かならず舅姑の間睦まじからず動もすれば一家和睦の道義を破り圖す離婚の不幸に陥ることあり

第五 男女共に早婚は身體上の健康を害へ子孫肉體の虛弱を醸成す

其最害を舉れば斯の如し故に予は古今を拆衷し實際を酌量し結婚年度を規定すること左の如し

甲 男子三十歳女子二十歳以上

乙 男子二十五歳女子十八歳以上

甲とは知識社會にして 皇貴族を始め學士政治家及び商業を營む者

乙とは勞働社會にして農工者其他體力を以て業務に従事する者知識社會の者は自ら社會の上流に立者なるが故に男女共に十分の知識を有し諸道諸學に通せざるべからず故に其研究年度自ら長からざるべからず是を以て斯の如し
勞働社會の者と雖知識の發達を欲せざるにあらず諸學諸道の研

窮を欲せざるに非ず然りと雖茲に如何共する事能はざる營業上の檢束あり労働社會の者に限り體力を以て體力に代へざるべからず故に止を得ずして子孫の成長を希望し老來家業の繼續を謀らざるべからず是を以て之を規定す

智識社會の者は苟も其耳聾つ其眼瞶するに至らざれば歳と共に信用を厚ふし老れば益々社會の尊敬を受け死に至る迄家政に従事するの幸福を得らるべし労働社會の者は是に相反し體力減ずれば業務減じ其身老れば家勢順て衰ふ故に止なく子孫の成長繁榮を希望せざるべからず古人此理の如何んを考窮せず單に男女の結婚年度を規定せられたり世俗の所謂言べくして行はるべからず故に予は古今を拆衷し實際を酌量し斯の如く規定したり

第九章 男女會見の事並に其心得

男女會見とは媒酌人男女の間たを往來し家系の如何ん財産の多少其家々の家風親族宗黨の關係男女互の身體智識容貌等を取調べ終り稍其相談の調はんとする時本人互に相見する時を言ふ我國の俗語に見合と言ふ父母と父母との相談は整ひたるも本人互に意に適するや否やを知るべからざるに就此事を行ひ本人互の承諾を確むるが爲なり

此法は男子が婦を娶らんとする時は女子より男子の家に行女子が夫を迎んとする時は男子より女子の家に行くを正例とす然れども男子と女子と其身の行動異なるが故に二例共に男子より進みて女子の家に至るも差間なし從來の慣習に依れば市街地の如きは然るべき仲宿を設け男女互に其家に行て之を行へ又は神社

の祭儀等を卜し互に其地に出て遙に相見る事あり然れども遙かに相見るが如きは單に男女互の容色を見るに止まり貴重なる婚儀を行ふの法に合はず故に此事は斷じて行ふべき事にあらず希くは彼我互に其家に就て施行せらるべし止を得ずして仲宿を設くる時は媒酌人は大に斯に注意し男女共に時久しく其席に在り互に充分に相見るを務むべし從來の慣例に由れば女子は茶を捧げて男子に呈し其席に小憩して直ちに去るを法とす是又貴重なる結婚上の事理に適はず可成は湯茶は申すに及ばず酒食を設けて其席をくつろげ男女相互に語らはんことを務むべし然らざれば互の心を知ること能はざるなり

又男女共に己が容色に懸念すること勿れ之に懸念する時は容色麗しからず衣服美ならざる時は俗に所謂耻かしきと謂ふが如き心地を惹起し其席に長座するに堪ざるは人情の免れざる事なれ

ごも男女共に務めて之等の小事を絶念し裕かに其席に安んじて彼我終身の大事を定むべし容色衣服の爲に其結婚を整ふこと能はざりせば假令其席を粉飾し互に美を賣り體裁を造り以て結婚すると雖も決して永續すべき者に非ず故に互に是等の小事を顧みず心を用ひて其人の心事賢愚を視察し以て終身の重事を確定すべし開式録の文を訂正

現今寫眞の交換せを以て決定せらるゝ風俗を醸成し來りたれども是又眞正の手續きにあらず目下流車陸上を通じ漁船大海に在り如何なる遠地と雖往來自由なり故に互に實地に往復し以て正しく會見するを善とす

結婚に就男女雙方より差出すべき課目は左の如し

家譜 系譜の寫し
 近親族 親族表但し親族の土地姓名を記載

開式録

體格證

せし者 體格驗査證ある者は其寫し是なき者は大略

開式録

知識

大中小學校或は専門學校等の卒業證書の寫し

藝能

筆算は勿論茶花道諸禮式の如き優等の藝能

開式録

右男子より差出す事

開式録

家譜

前同斷

近親族

前同斷

智識

前同斷

女職

裁縫等の事

藝能

男子と同斷之に加ふるに音樂等の

免狀寫し

右女子より差出す事

是等の事は媒酌人に於て豫て取計ふものこす
又會見につき本人の最心得べき事は一度會見したればとて必ずしも結婚の議整ふべき者にあらざるが故に決して不平の心を抱くべからず又其父母たる者も怒るべからず我俗間の慣はしとして再三見合を行つて其議整はざれば本人互に不平を鳴し父母立腹して媒酌人に怨言を放てる者あるを見聞す理由なきの甚たしきなり

第十章 結納式の事

結納とは誼のふとは男女配偶上の手續を終り父母本人とも得心して互に結婚せんと確定せし時媒酌人が仲間に立約束を立るを謂ふ結納とは甲の男と乙の女とを媒酌人の周旋盡力を以て結び納めたりと言ふ意なり誠にやさしき雅びやかなる言葉と謂ふべしされば此約束を立たる當日よりは彼我互に如何なる事情の出来するとも決して其結婚を中止すること能はざるものごす聞式此結納の當日は我國中古の慣習には結婚當日の如く日の吉凶を撰びたりしが今の世となりては斯る道理なき事に注意するは愚も亦甚だしき事なるが故に隨意に其日を確定すべし

結納の贈物には古來種々様々の物を用る來りしが何れも贅式虚禮に亘り毫も人事上の道義に適はず全く吉凶禍福の空理に屬す

るが故に用ゆへからず左に規定する所に據て施行すべし

男子よりの贈物

- 一 勅語金函 此卷末に男子の姓名を自記する事
- 一 系譜の寫 なき者は略す
- 一 親族表 近親族の姓名番地從弟再從弟を終り姉妹
- 一 家族表 祖父父母兄弟姉妹の及年齢を記載すべし
- 一 祝樽 大小隨意たるべし
- 一 祝肴 魚鳥を問ず隨意たるべし

此他金員衣服を贈らんと欲する者は何れも目錄として媒酌人に托し又は隨意の法を以てすべし

勅語金函 予が著書にしは此教を遵奉して終身夫婦和睦し假にも非理非道の行爲なきを表彰する者とす 歐米人は聖書「耶穌教の交換し清國朝鮮に在ては論語を交換し印度に在ては各所信の佛

教を交換す婦より夫に贈りしを夫の所有とし夫より贈るを婦の所有とす

系譜の寫は夫婦は其家の祖宗に對し又子孫に對し最尊貴なる者なるが故に之を交換し其父母及び子弟をして其因て出る處を明かに知しむるなり聞式

親族表は爾今爾後互に交際するが爲に然するあり聞式

家族表は婦來ればこて直ちに夫の父母兄弟姉妹の名を聽も如何敷が故に斯するなり婦の姉に贈るも亦然り

祝樽は道理上より論する時は無用益なき贅物に屬する者の如し故に古今聖賢力らを極め酒の人世に害ありて益なき理由を説ざるはなし然れども實際上より是を視察すれば天の覆ふ處地の載る處苟も人類の接息する處は之を珍重し其土地相應の祝事に供し人世快を取の一物に供せざるなし既往數千年間の經驗を以て

すれば將來千百万年も亦然るならん故に予は此物を加へて之を除かず孔子曰く酒は量り無れども亂に及はざれと千歳の金言達識の活論誠に息を得ざる一種あり

祝肴は酒あるが故なり從來雉子又は鴛鴦一對を用ゆるを例とす雉子は子孫の繁殖を祝し鴛鴦は夫婦の情交厚からんを祝せるなり然れども土地に寒暖の別あり山海の異なるあり其なき物を撰ぶは無用に屬す聞式但し武家の世には鯛並にするめを用ゆ鯛は目出たいするめは如何なる寒村と雖暑寒共に購求し安きが故なり予は其品質の如何を論せず清淨潔白の種類を用ゆるを善とす

女子より男子に贈れる物も異なることなし勅語金函の終りに其名を記載するは互に誠意を表する爲あるが故に書の工拙に關らず男女共に親ら筆記すべし

目録の認め法は普通の法に據るべし
 贈物を受取りたれば贈物の種類を點檢し目録と引合すべし其種類と目録と相違なきに於ては再び其贈物を正ふし本人自ら祭神天照皇大御神(自家に崇祭する神前を謂ふ以下單に祭神と書す)の神前に獻備し當日結納の祝事を奉告し其より恭しく神前を撤し再び其家の祖宗の靈前に備へ同じく當日の祝事を奉告すべし斯の如くにして其式を終れば祝酒を開き祝肴を料理し豫て招待し置たる近縁の者を饗應し應分の祝宴を張べし此席の客中媒酌人を以て上客とす伊佐那美二柱の神とす伊佐那岐
 我國從來の慣例を舉れば結納式の前に口堅めと稱する一例あり口堅とは男女互の承諾を得たる時之を行ひ雙方再び其心を動かさず何れより如何なる事を申し來るも動かぬと言ふ心なり此例恐らくは古代の式なるやも保すべからず今是を除く録開式

祭神へ奉告の歌

掛卷も我大神も聽しめせ今日の我身の結び納めを

此奉告の歌は本人親ら三回唱ひて奉告すべし本人の父母の内父なり母なり本人に代るごきは歌中の身の字を子の字に更むべし
 祖宗へ奉告の歌

遠つ祖近き御宗も聽し召今日の我身の結び納めを
 三回奉唱すべし

此の結納の式を終りたる以上は男女共に心の結婚を行ひたる者なるが故に其結婚式當日の如きは父母の都合と本人互の都合にて延長短縮は隨意たるべし録開式

第十一章 結婚式當日の事

結婚式當日は左の二式を以て最貴重なる儀式となす

甲 迎婦式 男子が婦を迎るを言ふ聞式録には馬入式と謂ふ

男子騎馬にて婦家に至り婦を迎ふが故ならん今之を改む

乙 迎夫式 女子が夫を迎ふるを謂ふ聞式録には輿入式と謂

ふ則ち女子が輿にて夫の家に至り夫を迎ふが故ならん今是を改む

式席裝飾の事 聞式録には式席

式席の設けは其家の大小貧富に關する者なれば一概に其式席を定

むる事能はざるなり故に緊要なる所を擧げて之を示さん

式席とする處は如何なる大家公卿と雖一席に限るものとす而し

て其席は前日より清淨潔白に掃除すべし其席の正座即ち床の間

に 祭神御鏡を以て神靈と定むを安置し奉る大内にては紫宸殿の正

殿に設け給ふと聞く花瓶に盛るに松竹梅を以てすべし此松竹梅

の裝飾は 仁賢天皇の御代に始る而して其趣意甚だ奥ゆかし松

は千年の縁と稱し男女共に其志し變らず幾久しく睦び合ん事を

表章し竹は直にして節ありとし男女共に其心の直にして節操あ

るを表章し梅は氷雪を凌ぎ香氣馥郁たる花を開くが故に男女共

に艱難に逢ごも其心志の香ばしきを失はざるを表章す云云 聞式

殊に我國の松は世界第一の雅趣を含めるとして近來各國より來遊

せる文人墨客深く我國の松を賞賛するに至る我國古代は君をま

つ夫をまつ朋をまつなごして甚た之を珍重したるものとす

從來の慣例には嶋臺と名けて蓬萊山てふ装りを造れり嶋臺とは

取も直さず日本國の古稱大八嶋國の嶋を取り是を臺に盛るが故

五十九

なり蓬萊山とは彼 清國古代の人が我國を賞賛せし所より出た
 るものごす往昔秦の始皇帝の臣除福と云ふ者が不老不死の薬を
 採とて我國に來れり其時不老不死の薬は世界廣しと雖蓬萊寶丈
 の山にあらざれば得難しと一説に除福始皇を欺き其蓬萊山とは我
 國を指たる者なり斯る目出度よとあるを以て臺上に盛に國形を
 以てし之に加ふるに松竹梅鶴龜を以てしたり其理は新夫新婦を
 して我國の貴きを忘れざらしめんとの教へを敷たるあり又鶴は
 千年龜は萬年の齡を保つと謂はるれども其壽の長久を見し者な
 ければ信じ難し然れども鶴は雌雄の間誠に禮儀を守る鳥にして
 鶴の將に雌雄の交りを爲んとする時は水にて幾度となく其身を
 淨め而して後交る者ごすされば男女共に禮儀を守り閨中と雖も
 禮儀を亂す勿れとの教へに由る龜は怒らず悲まずとて彼の龜なる
 者は身に障る者あれば首尾手足を甲の内に納め甲外豊なれば首

足を出して運動す食ありと雖食らず食物なきも強て求めず從容
 自若其身死に至らんとする時は首尾手足を甲内に納め泰然とし
 て其生を終ると謂ふ故に男女共に怒らず悲まず終身和睦の道を
 盡すべしとの教へなり此嶋臺のことも
 仁賢天皇の御代に始めたりと大内鏡に見いたり云云鳥臺とは以
 下開式録
 古代より我國の結婚は時明の時節櫻花蘭漫百花馥郁の時を以て
 したり故に結婚の祝を花の下の祝と稱せり唐國にては桃之天々
 たる其葉秦々たり此子是に歸ぐとて桃花の盛時を以て行ひり
 結婚式の席は前にも述たるが如く正席は必ず一間に限る然れど
 も普通は休憩席二間一は本人の席一は親戚又は陪席人の席都合
 三間を設くべし其間には花瓶を備へ交花置に供すべし其他其家
 の分限に應し化粧の間着替の間荷物置の間等隨意に設くる事最
 も善とす又略す時は式席一間にても差間かし

祭神奉安の法は正席の正面床の正中に小壇を設け其正中に鏡を
置是を祭神の神靈とすべし其左右には松竹梅は勿論隨意の花
を以て裝飾し飽迄優美壯嚴を主とすべし録聞式

當日日本人の心得

結婚の當日は男女共に終身一度の大禮日あるが故に務めて其身
を清潔にし苟且にも躬に垢をつけ臭氣等のかき様に注意すべし
可成は其前日より湯沐し一身を洗ひ清むべし此日は男女共に相
見ゆるは勿論我

祭神の御前に於て宣誓式呈花式式聞式録には献花の式契りを行へ
祖先の靈に参拜奉告せざるべからざるが故あり殊に婦人は月經
の期あるや否やに注意し萬一經行の期日に當るが如くからは結
婚當日を其前後に施行すべし之等の事は本人のみならず其母た
る者も共に注意せざるべからず不幸にして身體の都合にて當日

若くは其前日に俄然月經のあるに逢ば此旨媒酌人をして男家に
申告し當日の呈花式宣誓式を後日に延すべし後日とは女子の身
體清潔にかりし時新夫婦協議の上施行するを謂ふ録聞式

我國或地方に在りては當日經行のあるは婦人妊娠の前徴あるが
故に却て吉事と稱し毫も顧慮せざる慣習あり理由かすと謂ふべ
からず然りと雖人は天然清潔を好む者あるが故に不潔ある時は
親ら不快を感ずるを以てよろしからず

第十二章 宣誓式並に其理由

著者云く本書全部の髓骨格は本章に在り斯る優美なる良式の我國古代に行はれたるは著者自ら驚歎するのみ讀者宜しく注意すべし

宣誓式とは男女互に

祭神の神前に於て終身の契約をかすを謂ふ夫たる者は其妻を信愛し道理に適はぬ行為を爲すかりそめにも婦を逆待するが如き舉動をかさす終身和睦して子を擧げ孫を設け一家の隆昌を圖るべしこの事を心に誓ふかり妻たる者は其夫を尊敬し婦道に適はぬ行為を爲す親ら貞順を守りて其夫に事へ終身和樂して子を擧げ孫を設け一家の繁榮を圖るべしこの事を心に誓ふかり心に誓ふは共に神に誓ふかり

我國宣誓式の因源甚た遠し其始は伊邪那伊邪那美二柱の大神が天の御柱を旋り誓へ玉ひたるに基ひし國の開くるに順へ世の文物の進むに連れ次第に其法式を正し上下交々是を行ひたり故に天智天武兩朝の頃に該りては海内諸國の人民は貴賤貧富を論せず伊勢の大神に參拜せざる間たは決して結婚するよとを許さざりき其頃の俗間左の謠歌あり

神風の神風の伊勢の大神をろがみて夫と定めむたろがまて妻を定むる者あらは日の大神の御怒りをかがむる者ぞをごろしやあかおとろしや開式録

書中をろかむは拜むかりをとろしやは恐ろしやかり此慣習今に近畿諸國に遺り居り男女共に結婚前伊勢參宮を施行せり就中大和國の如きは甚たしき信佛家と雖之を履行する者

とす佛法我國に入りてより古代の法式次第に廢壞し遂に終に此善美ある風も煙滅し宣誓式の如きは其影たに見こと能はざる事とは成果たり誠に歎かはしきよと、謂ふべし故に予は此善美ある式を恢復せんと欲するあり

斯る善美ある式たに絶果たるが故に男女の情交漸く薄く一世一度の大禮式をも輕くしく思ひかゝり假の世の假の契りをあつてか斯重しとするからんと言ふに至る假の世の假の契りとは皆佛家の教へあり

我一世を假の世とかし終身再びすべからざる大禮大契を假物とあし何れの世を眞の契とあし何の契りを眞の契りとあさん結局死後天國の樂み極樂淨土の棲息を以て眞正の安樂とするからん思はざるの甚たしきあり斯の如きの教を敷たるが爲に其弊の及ぶ所救ふべからざるに至れり彼の賤が家に住鄙しき業を取者に

至りては其娘に諭して云く何某の懇望點止難きに依り汝を彼に遣はさんとす汝行て其意に叶はざれば二三月も居りて歸り來れと嗚呼教育の人を害ふこと斯の如し實に恐るべき慎むべき者あり

誓文の事

誓文は男女共に本人親ら作るを以て正則とす故に可成本人各自誓文を作べし予は我國の文體を以てせん事を欲するが故に左に雛形を示せり若し本人自ら撰ぶこと能はざれば此の雛形文を用ゆるも差つかいかし

誓文 男子の文 五七の長歌體

懸卷も斐に賢さ 大神の神の御前に慎みて敬ひまつり尊みて
誓ひまつらん聽し召せこたび我事妻の父の何々の娘を娶り妻
とかし身を終るまで變りかく末の松山末永く神の恵みの下に

立夫の道を守り遂げ妻の足ざる事能は共に補けて吾妻の知らざる事は教へとけ躬を終るまで吾心更め變る所かく共に和らき睦び合友に務めて吾家の榮を計り吾子等の繁り榮ゆる道をたて我父母の恵みをは報るまつりて残りかく吾名も高く富士の嶺も低しとばかり吾徳を隈なく敷て海原も淺しとばかり遠近の人に敬ひ尊まれ吾名は朽つ後の世に傳んことを
 大神の神の御前に誓ふかり我
 大神よ此事を聽し召れて夜の護書の守りと護りまし我等が末を榮へませ茲に慎み敬ひて我
 大神の大前に誓へ奉らん聽し召

誓文 女子の文

懸卷も斐に賢き 大神の神の御前に慎みて敬ひまつり尊とみて誓ひまつらん聽し召こ度われ事夫の父の何々の郎に嫁ぎ夫

とかし身を終るまで變りかく末の松山末長く神の恵みの下に立女の道を守りとけ夫に事へ父母の教の道に背かく操をも堅くくろ鐵の岩をも通す心もて夫の教に反かく共に和らき睦び合友に務めて吾家の榮を謀り吾子等の教を立て朝夕に家の榮を圖りつゝ我夫ぎみの父母の恵みに報へ奉り夫の勳し彌高く富士の高嶺もいと下く夫の道徳いと深く大海原もかほ淺く其名は朽つ後の代に傳ひ残りて我末の子にも孫にも照り亘り人に敬ひ尊まれ盛り豊けく幸へて衰ふ事のかかれよと務めんことを

大神の神の御前に誓かり我
 大神よこのよしを聽し召れて夜の守書の守りと護りまし吾等が末を榮へませ茲に慎み敬ひて我
 大神に誓へまつらむ

祖宗へ告文 男子之文

慎み敬へ畏みて我遠つ祖近き宗御靈の前に告まつる我祖宗は
 笑給へ今年の今日は吉日よ今日某しは自分の名何某しの妻の
 名を何某を妻の名妻とかし宗族家族を始めとし親しき族ら遠
 族ら友とち迄を招きよせ我家陝と集合結婚の式を挙げ我祖宗
 に告まつる芽出度こととかりにける吾この妻を娶りては今日
 より妻を愛くしみ共に心を濃厚に共に力を併せ合我 祖宗の
 賜ひつる家の産業彌多に家の教へを彌高く守り勵みて撓みか
 く彌まし益て豊かある尊き家と内外の人に敬ひ尊まれ榮へ盛
 りて善子孫舉て御祖の大前に捧げ奉らん此事を
 我祖宗の大前に堅く誓て破らまし悦び給へ聽し召と某慎みて
 申す

女子の告文

慎み敬へ畏みて吾遠つ祖近つ御宗の大前に告け奉つる聽し召
 わらは己の名淺からぬ縁由を以て今日と謂ふ芽出度日がら定
 め合結婚の式を挙げ夫と仰ぎて此家の貴き妻とかり侍るか
 るゑにしの身かりせば今日より吾身祖宗の家の御末の身と
 りて女子の道を守りとげ夫の教へに順ひて千代も八千代も變
 りかく勉め勵みて祖宗の遺し賜ひし家産を多に豊かに彌増て
 夫の勳し彌高く人に敬へ尊まれ榮へ盛りて善男子舉げて御祖
 の大前に捧げ奉らん此事を我
 祖宗の大前に確く誓て破らまし悦び給ひ聽し召と某し謹みて
 申す

此誓文は男子が妻を娶るとき誓文あり女子が夫を迎ふるとき
 は此文を前後して作るべし聞式録には 大内大結婚の節には賢
 所にて御誓約御告の式を挙げさせ玉ふとあり左れば紫宸殿に正

席を設け玉ふとあるは疑はし紫震殿は政治殿にして大内の儀式には用へ玉はざる者と聞及びぬ

第十三章 迎夫式迎婦式の事

此式こそ我國古代の遺式にして宇内萬國に卓越したる優美なる良式かるが故に讀者注意して通讀せられよ

迎婦式にも迎夫式にも從來二種の慣例あり其一は夫が婦の家に就自ら婦を迎ふもの方言に之を聳入と謂ふ一は夫が婦の家に就婦のみ直ちに入興するもの迎夫式も亦同じ婦が夫の家に就夫を迎ふる者方言之を嫁入と謂ふ婦が夫の家に就夫のみ直ちに入馬するもの略式かり左に迎婦式を記述す

此式の第一に定むべきものは夫と共に婦の家に至り婦を迎ゆる親族其人かり左に之を規定す

- 一 本人男子の事なり
- 二 本人の父なき者は伯叔父母と共に

- 三 父の兄弟 時父母の親族之に務代る
- 四 親族總代 本分家の間も近き者
- 五 媒酌人但し男子

以上五名とす大婚かれば其人員も随て多し然れども主眼とする人員は此五名に限るものとす其旅装は騎馬なり擔輿あり録開式馬車かり人力車かり隨意たるべし

交花の用意

本書中最大書すべき者は此事と宣誓式とす交花とは男女互に取換せ而して祭神に呈する花枝を謂ふ古來我國に於て花釀花嫁と稱するはこの斐に優しき古事より出づ前にも論ずる如く古は晴明の時節を撰びて此式を舉行したるが故に男女共に櫻花又は桃花の枝を採り男女間取換せを爲り古歌に

我いもに贈る我家の櫻樹は花の盛も惜まざるらん 男子より
女子に贈るの歌あるべし

我せこに捧げむものと手折つる櫻は花の盛りかりけり 女子より
男子に贈るの歌からん

實に珍らしき事と謂ふべし我國中古は結婚式の宴席を櫻又は桃の花盛りに其樹下に設けたりしを以て花の下の祝とも稱したり
き誠に雅味多き舉行と謂ふべし

此故に男女共に櫻花一枝宛を用意すべし若し櫻の期節にあらざれば桃花にても宜し録開式櫻桃共に有ざれば造花を用ゆるも宜し枝には小さき端冊を結び附其短冊には男女の名を記載すべし若し和歌の心得あらば自詠の歌を書す最もよし
此花は本人自ら携る行が正式かれども其都合に依り其供に携るしむるか又は便利の法に據べし

交花の次第

斯の如くにして夫は婦の家に至る婦は夫が至るの報を得たれば
禮服を着用し交花を携へ立關に出以て夫の至るを待べし而して
夫が立關に至らば婦は夫に對して禮を行ふ此禮は腰を少し屈め
右手に交花を持ち左手を腰のほとり迄下げ首を垂て默禮すべし
夫も亦同じ儀容にて之に答禮すべし此答禮を終らば夫は携へ行
たる花を右手にて婦に渡す婦は左手を以て恭しく之を受け而し
て自ら携へ居る花を夫に渡すべし夫も亦恭しく之を受く此事終
れば婦は默禮して内に入る婦の内に入と均しく婦の親族出て夫
及其客を休憩所に導く交花は各自其席の花臺又は花瓶に置べし
夫が休憩の席に入て少休すると均しく婦の家は直ちに茶及茶菓
を出すべし現今の俗習には茶は物を茶にするとして用ひざれども
誠に取に足ざる俗事とす次に着の食事として何かりとも少し斗

りの食物を出すべし但し遠路にして空腹を覺ゆるが如き場合か
れば相應かる飲食を出すをよしとす然れども呈花式を終れば直
ち宴席に入るが故に單に飢を凌ぐに足物にてよろしかるべし
食事終りて小憩したれば夫は旅装を更め禮服を着用す禮服の着
用終りたれば媒酌人より此旨夫の父母に通知し呈花式の用意を
かさしむ

第十四章 呈花式

婦家呈花式の用意整ひたれば夫は交花を右手に携へ式席に行婦は夫に先んじて式席に入り夫の至るを待つ夫至れば婦は夫を敬禮して夫の右方に正立す夫は其禮に答て左方に正立す(此時奏樂者樂を奏す)其より夫婦共に徐々として祭神の方に向へて進む斯進みて祭神の神前に近づくと凡そ四五尺に至らば夫婦均しく静かに跪つき右手に呈花を持たる儘敬禮し其より共に膝行して(膝行とは膝にて疊をすりつゝ進むを謂ふ)神前に近づき其持たる花を恭しく祭神に捧げ奉る(祭神の神前に備ふ)而して又徐々と後づさりに膝退し四五尺斗り下りて正座し三回拍手して頓首最敬禮を行ふ宣誓文は此最敬禮を行て直ちに男子より朗讀す男子終りて女

子朗讀するを法とす然れども迎婦式は婦の家にて宣誓せざるを法とす故に此席は單に呈花式に留む迎夫式も亦之と同一なりと心得へし
 最敬禮既に終りたれば夫婦共に静かに立て 神前を退くへし其退き方は婦は右方に倚り夫は左方に倚り 祭神の正面を明け席の左右に別れて退くへし斯するは 祭神の正面に己れが後姿を向ざる爲なり婦は我室に入り夫は休憩所に歸る
 呈花式既に終りたれば
 祭神を別殿に遷し奉るへし然る所以のものは其席を直ちに宴席に供すればなり併し宴席を別に設けし時は
 祭神を遷し奉るに及ばず
 祭神を遷し奉る時は呈花も共に移すべし
 宴席の事

宴席は夫の親族と婦の親族とが將來親睦を重ぬるが爲に酒宴の席を設け共に交酌して歡を盡すべきものなるが故に別に成規なし其席に連なる者は左の如し

| 間 | の | 床 |
|-----|----------|-------|
| ○父の | ○夫の | ○夫 |
| ○兄の | 正席 | ○夫の兄 |
| ○弟の | | ○夫の兄 |
| ○親の | | ○夫の親 |
| ○代親 | | ○夫の代親 |
| ○婿の | ○給仕 | ○夫の婿 |
| ○人の | | ○夫の人の |
| | ○給仕 | |
| | 男十五歳以下の者 | |
| | 女十四歳以下の者 | |
| | 次の間 | |

席の上下は其家の何れの方に向に關らず總て床の間を以て上席と定む此席の定めは婦の家の定めなるが故に夫に屬する方を上席とす夫の家に至れば此定めを一變し婦に屬する方を上座と定め總て女席となす夫は我家に於ては參席せざるを正則とす故に夫の席に代る者は婦となす

婦が夫の家に入興する時は婦の母之を送るを正則とす婦の母送る時は母の姉妹之を送るべし之に因て女席を組織す其席の上下順序は男席と異なるおとなし又女席には媒酌人も其妻又は其姉妹を以て參席せしむべし然りと雖も婦の母なく是もあるも病氣又は他の事故に依て參席するおとなし能はざれば相方協議の上男席と爲すも差間なし

從來の慣習にては此宴席を以て結婚式の正式となし三組の盃を三寶に載て出し三三九度の盃を取換せ夫婦終身の契約と爲すお

は甚た道理に適はず殆ど兒戯に異ならず中世武家の盛んなる時
 出征將軍が當時の朝廷に於て天盃を拜領し其天杯を我家に持
 歸り此天杯を以て門出の祝と稱し家族を集めて生別の宴を開け
 り將軍は天杯將軍の臣下は將軍より下されたる杯にて其相應の
 門出の祝宴あり之を後世結婚式に應用したるものとす故に予は
 斷然此式を排除せんと欲す
 予が結婚の正式は呈花式宣誓式を以て當日の大式と定め此席を
 以て宴席と定む蓋し古式を再興する者なり此席には土地相應山
 海の珍味を列ね各自分限に應じたる饗應を爲すべし然りと雖も
 此席は他の親睦會或は新年宴會等と異なり男女互に終身一度の
 大禮席なるが故に主客互に禮儀を重んじ假にも席上を亂し又は
 不敬の舉動あらざる様注意すべし
 奏樂其他

此宴席の樂は隨意の物を用ひて快を取べし極々鄭重なる結婚に
 は婦の夫が將に婦の家に入らんとする時は家外に於て煙火を揚
 げ家内に於て和樂或は洋式の樂を奏する事最も善し呈花式宣誓
 式にも亦然り宴席の將に開けんとする時も煙火を揚奏樂すべし
 又宴席の半ばに至り琴弦を弾し快を助けて差間なし
 婦の裝

婦は自家の宴席中に旅裝を整へ入輿の手配に従事すべし婦の旅
 裝全く終り宴席既に終りを告なば夫及夫と同道の客は再び休憩
 の間に入りて禮服を脱去り旅裝をなすべし男女共に旅裝終りた
 れば媒酌人は前に
 祭神に捧呈したる呈花を取下げ之を夫と婦に渡す但し夫の枝を
 婦に婦の枝を夫に渡すを例とす夫婦は其花を戴き各自便宜の法
 を以て之を携へ門出を爲す
 録式 此時又煙火を上げ奏樂する等最

善し此式に附招きを受たる客は内外親疎を論せず各々之家外に送り拍手して以て夫婦の萬歳を祝すべし

入輿

婦は其より夫の家に趣く夫は我家に近づきたれば婦に先んじて我家に入り婦を立關に迎ふべし立關交花の式は婦の家に於て行ひたる式と同じ

其より婦は休憩の間に入り休憩し定例の吃茶食事を終りて旅裝を撤し禮服を着用す既に禮服を着用し終りたれば直ちに呈花式を行へ宣誓式を行ふべし

宣誓式は宣誓式書に據て施行すべし此式終て祖先へ告文を爲す此式終れば夫婦終身の契約全く結了したるを以て夫は別席に入て暫時休憩するが故に婦も暫時休憩室に入べし然れども婦は其より夫の家の宴席に連るが故に長時間の休憩をなすべからず

當日婦の家より婦を送り行客は左の如し

- 一 婦
- 二 婦の母 母なき者は父母の兄弟に
- 三 婦の母の姉妹
- 四 親族總代
- 五 婦の媒酌人 但し女子

送籍の事

是は當日持參するを正例とす事故ありて持參する事能はざれば婚家互の示談に任す又宴席の例及び奏樂等は婦家に於て行ひたる事と異なるおとなし

新夫婦饗宴の事

夫の家の宴席半ばに當りたれば夫は其席に出て客を饗すべし夫既に此席に出たれば婦も亦正席を離れて夫の右方に席を定め以

て此客を饗應すべし是實に國家古代の遺風なり
 此時新夫婦は禮服を更め可成華美なる衣服を着用して佳なり此
 席は男女が平日學び得たる禮儀を行へ各自其長所を試むる所な
 るが故に男女共に平日の勉強肝要たるべし
 古代より中古に亘り櫻樹下に宴席を設け花の下の宴又は花の下
 の祝と稱せしは此宴席を移せしものなり現今と雖も天氣晴朗な
 る時は執行したき者なり

新婚旅行

結婚式の終りたる次日よりは新夫婦の情交を厚からしむるが爲
 に其父母たる者は一切夫婦の身上に關涉すべからず一周間若く
 は二三周間は夫婦の爲んど欲する所に任せ置へし昔へは結婚後
 新夫婦をして名所古跡を探らしめ旅行をなさしめたり歌に
 大和路や吉野は花の盛りにて吾新妻の旅を待らむ

著者曰く聞式録に記載せし和歌前後三首何れも引書詳かならず
 上の贈花の歌は古歌とあり此歌は單に歌にどあり何等の集に記
 載しあるものや予大に諸歌集を調査せしも智能はず又此歌は
 原書不幸にして虫喰する所となり大和路やのや字旅の字は
 明瞭からず故に著者が推測にて記入したり讀者請之を諒せよ
 新婚旅行は歐米人のみ舉行するものと思の外我國は古代より行
 はれたる者なり應仁以來の大亂の爲政治紊亂惡漢橫行の故を以
 て中絶したる者と斷按せらる是又再興すべき良風俗なり

新撰結婚式終

全 明治三十三年四月十日
年四月十一日發行



著述者兼

藤田一郎

東京市芝區兼房町十二番地

印刷者

中村政吉

東京市京橋區三十間堀三丁目十番地

印刷所

報文社
右同所

大賣捌所書肆

- | | | | |
|---|---|---|--|
| 東京日本橋通三丁目 同 銀座四丁目 同 新橋竹川町 同 神田表神保町 大坂北久寶寺町角 同 北久寶寺町 同 備後町 同 北久太耶町 同 東區安土町 京都河原町通二條下 名古屋京町一丁目 同 本町三丁目 金澤片町 熊本市新二丁目 長崎市引地町 同 酒屋町 佐賀白山町 柳川瀬高町 久留米米屋町 | 丸善書店 博益商社 共益商社 中西屋邦太 三木佐助 丸善書店 梅原龜七 柳原喜兵衛 前川善兵衛 大黒屋書店 村松五郎 川瀬代助 益知社 長崎次郎 鶴野常造 安中平三郎 河内壯介 宮本宗四郎 菊竹儀平 | 鹿児島六日町通中町 高知種崎町 同 堺町 廣島横町 岡山上ノ町 松江天神町 富山東四十物町 新潟古町六番町 津大門町 飯田池田町 静岡江川町 濱松紺屋町 仙臺國分町 山形七日町 函館末廣町 神戸相生町 松山港町 青森米町 横濱辨天通四丁目 | 吉田幸兵衛 澤本駒吉 山中專助 松村善助 細岡謹舍 川岡清助 中田書店 櫻井産作 河島收藏 奥村九右衛門 廣瀬市藏 谷島屋源三郎 高藤書店 五十嵐大右衛門 魁文社 熊谷久榮堂 土肥與兵衛 成田泰 丸善書店 |
|---|---|---|--|

藤田一郎先生著述廣告

勅語金函 全一卷 未刊行

一故文部大臣正二位子爵井上毅君書讀題字
一前文部大臣從二位子爵芳川顯正君題字
一前宮内大臣從二位子爵土方久元君題字
本書は明治二十二年文部大臣へ下し賜へたる 勅語を哲學的解釋に注釋せられたる一大珍書なり世に勅語講義と題する書籍數種ありと雖も恐らくは此書の右に出る者のあるべからず書中國體論等に至ては最も愛讀せざるべからざる寶書となす

性理哲學 全一卷 未刊行

宇内各國古今の聖人君子の高論卓說金玉の言を網羅し而して自家の卓見を縷述し古人未發の性理説を主張せられしものにして世の學士人物は勿論將來の教育社會に立んとする者は必ず一讀せざるべからざる珍書とす

新撰女禮式 未刊行

古今の女禮式を折衷せられ其虛禮贅式を除き實地活用の禮式を採用したり卷中歐米式の入用なりとする所は古來自國に傳はりたる陳中の禮式即立禮を以て是に代へ純然たる國家の禮式となしたるもの書中緊要なる處ろは圖畫を狭入しあるを以て此書を手にする時は自ら實地に應用することを得べし行文は平易にして平假名を附しあるが故に何人と雖も自得することを得べし

○新撰男禮式

未刊行

女禮式と同じく男子の自得することを得らる者とす昨今女禮式の書ありと雖も男禮式の書なし所謂世の缺典と謂ふべし其禮式を實地に用ゆる者は女子より男子に多しとす是に因て此著述あり今の男子たる者常に此書を読んで優美にして威儀ある男子となり以て文明の光采を社會に旺發せしむべし

○葬祭式

一 卷

校正再版

父母没すれば子孫是を葬る既に葬れば是を祭る實に天地間人類自然の真理公道なり人類生あれば必ず死あり毫も怪しむに足ず是先生積年の持論なり先生は葬祭は自ら爲を以て至善至道となす何んそ他人に托することをせんとは是に因て此書あり

先生曰く結婚葬祭の三大禮は人類たる者免かるべからざる一大自然の大

禮とす又男女禮式の如き人類たる者一刻一時も息むべからざる大道とす是に由て此四大著述あり何れも國家上なかるべからざる寶書とす

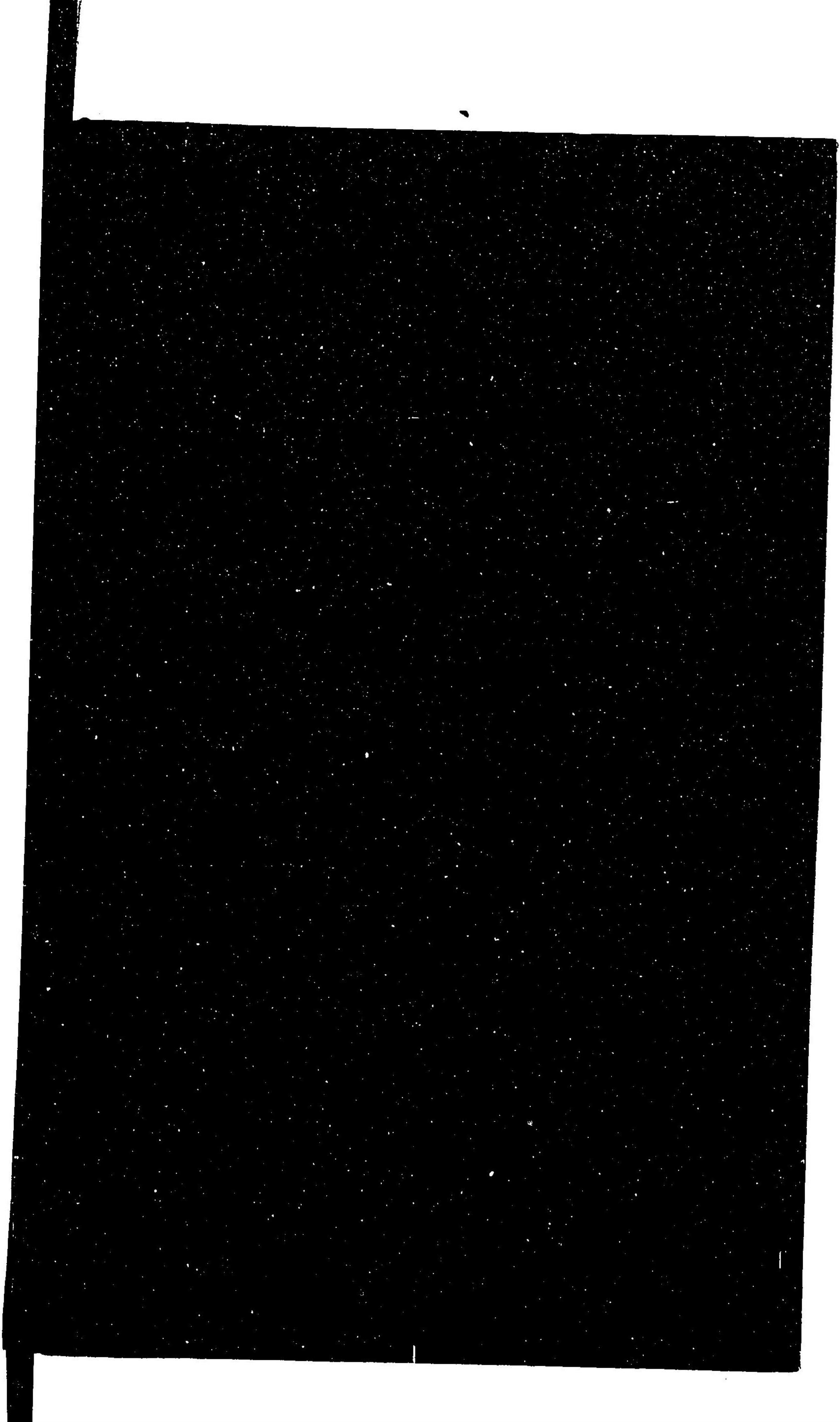
○小説東洋の大政治家

全一卷

未刊行

政治小説と雖も其論說實に我國目下の急務たり先生の此著述に着手したるは立憲國の人民たる者は男女を問はず政治の治術と世界の大勢とを詳ひらかにし能く自國治安の責任に當らざるべからず然るに政治は高尚なる者にして田夫野人の知こと能はざる者とす因て小説を著はし讀者をして知らず抱腹絶倒悲憤慷慨の間だに政治の何物たるを知しめんとするにあり

81
396



027336-000-8

81-396

新撰結婚式

藤田 一郎/著

M33

ADJ-0090



